

## 令和2年度 長期経営継続支援事業「店舗改修補助事業」募集要綱

1. 事業主体：小平商工会 東京都小平市小川町 2-1268 TEL 042-344-2311 FAX 042-343-0505

2. 事業内容：店舗の改装・改修にかかる対象費用の4分の3を補助。1件当たり最大15万円。

3. 募集件数：15件程度。（予算の範囲内で先着順受付）

4. 対象者：以下のすべての要件を満たすこと。

- ①市内で小売業を営む個人、または市内に登記簿上の本店所在地のある法人であること。  
（市内で創業する予定の店舗も含む）
- ②小平商工会に加入していること。
- ③市税の滞納が無く、関係法令等に違反していないこと。

5. 対象店舗：

市内で小売業等（小売業・卸売業・宿泊業・飲食業・サービス業（理美容業等））を営む店舗。  
以下の店舗は対象外とする。

- ①床面積の合計が1,000㎡を超える店舗。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項または同条第5項に規定する風俗営業を営む店舗。

6. 補助対象：

市内の建設事業者を利用し、店舗等の改装・改修にかかる費用、または改装・改修に付随する備品の購入。

以下の工事は対象外とする。

- ①備品等の購入を主目的とした工事。
- ②要する経費が10万円未満（税抜き）の工事。
- ③令和3年2月末日までに完了しない工事。

7. 対象工事：以下の工事等。

- ①内装仕上工事
  - ・床、内壁、天井のクロス張替え
  - ・畳の交換
  - ・扉、ふすま、サッシ等の交換
  - ・室内のバリアフリー化
- ②給排水工事
  - ・厨房、台所の改修
  - ・雨どいの修繕
  - ・浴室、洗面所の改修
  - ・トイレの高性能化
- ③電気工事
  - ・照明のLED化
  - ・コンセントの増設
- ④塗装防水工事
  - ・床、壁面、天井の塗り直し
  - ・外壁の防水
- ⑤屋根工事
  - ・屋根の葺き替え
  - ・屋上の防水

## ⑥建築工事

- ・看板（欄間、袖）の設置
- ・日よけ、雨よけテントの張り替え

## ⑦その他（内装工事等と併せて行う場合に対象とする）

- ・給湯設備の増設
- ・空調、換気設備の設置

※車庫や物置など店舗外にかかる改修については対象としない

## 8. 対象外工事：以下の工事は対象外とする。

- ・外構工事
- ・害虫駆除、消毒
- ・浄化槽の設置
- ・造園工事
- ・工事を伴わない機械、什器、備品等の購入

## 9. 応募方法：交付申請書に必要事項を記入のうえ、見積書等の必要書類とともに小平商工会に提出いただく。提出書類の返却はしない。

## 10. 必要書類：

- ①交付申請書（商工会の所定の様式）
- ②改修等に係る見積書等（写し）
- ③店舗の位置がわかる住宅地図等
- ④市税の納税証明書  
（市民税が記載されているもの）  
（ただし、1ヶ月以内に納付していて納付が確認できない場合は、領収書のコピー）
- ⑤施工前の店舗の様子ที่わかる写真
- ⑥許可書・認可書・登録書・開業届等（写し）
- ⑦（賃借の場合）店舗の改修等にかかる所有者の同意書  
当該店舗の賃貸借契約書（写し）  
（個人の場合）店舗の所在がわかる書類（確定申告書・決算書（写し））  
（法人の場合）履歴事項全部証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）

## 11. 手続きの流れ：

- ①見積依頼（申請希望者が市内の事業者から工事の見積書をとる）
- ②交付申請（必要書類を添付のうえ、商工会へ提出）
- ③交付決定（書類等に不備が無ければ、商工会から校決定通知書を送付）
- ④工事着手（工事発注（交付決定前の発注は補助対象外））
- ⑤工事完了（施工業者への代金支払い）
- ⑥実績報告（必要書類を添付のうえ、商工会に提出）
- ⑦金額決定（工事内容等に不備が無ければ、商工会から額確定通知書を送付し、その後、指定口座に補助金の振込み）

## 12. 申込先・問合せ先：小平商工会（1. 事業主体と同じ）

13. 財産の処分の制限：補助事業者は、店舗の改修等により取得し、または効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間においては、商工会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

**14. 交付決定の取り消し：**商工会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- ①偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ②補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- ③店舗の改修等を実施しないとき。
- ④事業の施工方法が不相当であるとき。
- ⑤補助金を他の用途に使用したとき。

**15. 書類の様式：**

11の②の交付申請書 店舗改修等補助金交付申請書（別記様式第1号）

11の⑥の実績報告書 店舗改修等補助金実績報告書（別記様式第2号）

**16. その他：**この要綱に定めるもののほか必要な事項は、商工会長が別に定める。

**17. 施行期日等：**

①この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

②この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の執行の際この補助金の交付の決定を受けている者については、13から14までの規定は、なおその効力を有する。